

所究研濟經亞東 學大部國帝都京 內部學濟經

年四回(二月、五月、八月、十一月)發行

東亞經濟叢論

號四第 卷貳第

月二十年七十和昭

大東亞戰爭の本質……………	經濟學博士 谷口吉彦
支那私鑄考……………	經濟學士 穗積文雄
北支緊急物價對策の一斷面……………	經濟學士 德永清行
舊英領馬來に於ける印度人勞働者……………	經濟學士 福田省三
フランス領有前後の安南社會……………	經濟學士 鍵本博
支那に於ける工業化の基本問題……………	經濟學士 名和統一
支那の石炭鑛業經營について……………	經濟學士 菊田太郎
支那製絲業の生産形態……………	經濟學士 堀江英一
華僑と買辦……………	經濟學士 鈴木総一郎
再組織下にある最近の佛印經濟……………	經濟學博士 松岡孝兒

附錄 南方文獻目錄

(禁轉載)

賣發 閣斐有 肆書

舊英領馬來に於ける印度人労働者

福田省三

目次	一
三	南方經濟の建設と外來労働力確保の必要
五	印度人労働者の移住と印度人基金制度
六	印度人労働者の移住形態——特にカンガニイ制度による
六	移住
六	五印度人労働者の労働状態
六	結論
六	附錄——馬來聯邦州労働法中印度人労働者に關する抜萃

一 南方經濟の建設と外來労働力確保の必要

大東亞戰爭の結果、新たに我支配下に置かるゝことになつた南方諸地域に於ける經濟建設の目標の一は、南方諸地域に生産する豊富なる國防資源を急速度に獲得し、我國の戰爭遂行に役立たしめんとするに在ることは云ふ迄もない。而して此が爲には建設に必要な諸資材及び生産物輸送の爲の船舶と共に、必要な労働力を確保することが其必須條件である。

由來、世界各國が其植民地開發に當つて必要な労働力を確保する方法として採用し來つたものは、原住民労働力の利用と外來労働力の利用との孰れかの方法乃至は兩者の併用であつた。而して原住民労働力の利用に當つては此等原住民の労働適性の問題と確保し得べき労働力の量と云ふ兩方面から研究するは勿論、彼等の社會經濟

生活の狀態から見て果して勞働者として利用出來得るや否やを先づ決定しなければならない。此點から皇軍占領下にある南方諸地域の原住民に就て見るに、各民族の種類は甚だ多く、其人數も爪哇人を除く以外は概ね少數であり、且つ各民族の文化程度・慣習・宗教も異つて居る。加ふるに、彼等の内には新しい職を求めねばならない程生活に窮しては居らず、勞働に對する彼等の觀念も所謂資本主義機構下に於ける勞働と云ふものと異つて居るのが多い。従つて、彼等に近代的生産業に必要な勞働力を期待するには相當困難な諸事情もあり、一概には決定し難いのである。實際、從來白人の勢力下にあつた南方諸地域に於ける近代的生産業に對して必要なる勞働力は、比律賓及び爪哇を除く以外は殆んど外來勞働者に依存して居たと云ふのが其實狀であつた。例へば南方に於て近代的生産業の最も發展して居る舊英領馬來及び舊荷印に就て見ても、前者は主として支那人及び印度人勞働者に、後者にあつては爪哇が爪哇人勞働者に依存して居る以外は、スマトラでは爪哇人及び支那人勞働者に、ベンカ・ピリトンでは支那人勞働者に依存する狀態であつた。かゝる事柄は白人の營利主義に基いた結果であつたとは云へ、原住民勞働力を近代的生産業に振り向けることの困難さを如實に物語つて居るとも云へやう。従つて南方地域に於ける國防重要資源の開發並に獲得を急速に行ふに當つては、我國民の勞働者としての南方進出には多くの期待がかけられない今日、原住民勞働力を新たに利用する方法を講ずることは勿論必要であるが、それと竝んで、否それ以上に從來利用されて既に其能率も試験済の外來勞働者を利用する方がより効果的である。さう云つた意向から、茲に南方に於ける外來勞働者の一たる印度人勞働者を採り上げて見た。勿論、今後更に多くの印度人勞働者を利用するか否かの現實問題は主として我國と印度との國際關係の推移によつて決定する問題である

ので、此點に就ては一應考慮の外に置くこととし、唯大東亞戦争前に於ける状態に就て述べて見る積りである。尙、南方地域に於て大東亞戦争前迄、印度人労働者が使用せられて居た諸國は舊英領馬來と緬甸であるが、此處では近代的生産業に使用せられた印度人労働者を對象とすると云ふ見地から、舊英領馬來に限つた。

舊英領馬來に於ける印度人労働者の分布と其行政

舊英領馬來の人口は一九三九年末に於て五百四十萬人を算するが、其内支那人二百三十萬人、馬來人二百二十萬人、印度人七十四萬人で、此三者によつて馬來人口の九割七分に達する。而して馬來人は主として農耕に従事して居り、近代的生産業の労働者としては支那人及び印度人が使用される。一九三一年の國勢調査によれば、支那人労働者は六十八萬二千人で、印度人は三十六萬四千人を算するが、これを近代的生産業たる主要なるエステート、鑛山及び工場に於て見るに次の如くである。

一九三七年末に於ける主要エステート・鑛山・工場に於ける支印労働者數

	エステート	鑛山	工場	計
支那人労働者	七五、五八九人	五一、九〇六人	四四、五八五人	一七二、〇八〇人
印度人労働者	二四三、九九九	八、六八〇	九、二九七	二六一、九七六

(備考) Annual Departmental Reports of the Straits Settlements for the 1937, Vol. II, p. 594—596.

かくの如くエステート・鑛山・工場の三つの労働者をとつて見れば印度人労働者が支那人労働者よりも大であ

るが、これは全くエステートに於ける印度人労働者が支那人労働者の約三倍に達して居る爲である。然も印度人労働者の九割迄はエステート労働者であり、更に印度人エステート労働者の九割二分迄は護謨園労働である。

つて、馬來に於ける近代的生産業に従事して居る印度人労働者の大部分は護謨園労働者であると云ひ得る。それ故、馬來に於ける印度人労働者を研究の對象とする場合。結局印度人護謨園労働者を中心としなければならぬ譯である。鑛山及び工場に於ける印度人労働者は少なく全労働者の各々一割を占むるに反し、支那人労働者は各々八割を占めて壓倒的である。

印度人護謨園労働者は主として馬來聯邦州と非聯邦州の一部に集中して居るが次の如くである。

一九三七年来に於ける印度人護謨園労働者の分布

海峽植民地 一七、三二六人

馬來聯邦州 一五五、七二五人

ペラ州五五、五六二人、スランゴール州六一、五二六人、ネグリ・セムピラン州三〇、八九〇人、パハン州七、七四七人

馬來非聯邦州 七〇、九四八人

ジホール州三九、六八六人、ケダ州二八、二五三人、パリス州二六八人、ケランタン州二、七四一人

計 二四三、九九九人

(備考) 前掲書、五九四頁による。

此等の分布は云ふ迄もなく馬來護謨園の分布と相照應するものであるが、後述する如く印度人労働行政の中心が聯邦州に置かれて居ることも頷ける。

舊英領馬來に於ける印度人労働者

彼等印度人労働者は殆んど南部印度のマドラス州出身者で、マドラス及びネガパタム兩港から馬來に移民し來つたタミール族である。彼等は後述する如き特殊な移住制度、例へばカンガニイ制度による移住が多い爲、從來護謨園に労働者として働いて居るものと同一郷里——村落のものが、同一護謨園に多くなつて行く。従つて馬來に移住するタミール族も同じ地方のものが漸次増大して居る。今これを出身縣單位にとつて毎年の移住者を見るに次の如くである。

	一九二七年	一九三七年
ノース・アルコット縣	二九、一三七人	一八、五六六人
サーレム縣	一三、五三四	八、四二八
トリチノポリ縣	一四、七一二	五、五四八
チングルプット縣	一七、五六〇	四、四三六
サウス・アルコット縣	七、七四七	四、四七六
全 移 民 數	一三三、〇四四	五五、〇一八

(備考) 前掲書、五六二頁による。

此内、ノース・アルコット縣、チングルプット縣及びサウス・アルコット縣の一部はマドラス港から、サーレム縣、トリチノポリ縣及びサウス・アルコット縣の一部はネガパタム港から馬來へ移住して居る。

以上に於て、舊英領馬來に於ける印度人労働者の分布を一瞥したが、次に此等印度人労働者に對する行政機關に就て述べやう。此行政機關を述ぶるに當つて注意すべきは、馬來に於ける労働者は支那人が最も多く、其他馬來人・爪哇人等の労働者が存在するのであるが、労働行政の中心は常に印度人労働者に向けられて居る點である。

勿論、支那人労働者の爲には別に華民事務局があつて、此處で保護監督を行つては居るが、其組織は印度人労働者の爲の行政組織に比すれば小さい。此理由は印度人労働者保護の爲に必要な監督は支那人労働者には不必要であると云ふ馬來當局の見解に基くものである。實際「支那人は印度人よりも萬事を自分達で處理する能力があり政府の取締りを歓迎せず、放任の方が、良結果が得られるからである」^(註二)。

舊英領馬來に於ける印度人労働行政は他の労働者と同じく馬來労働局 The Labour Dept. Malaya が擔當して居る。而して労働行政を行ふに當つては馬來を政治的に三つのグループ、即ち、海峽植民地、馬來聯邦、馬來非聯邦に分ち、各グループの有する労働法に基いてなすのである（海峽植民地には Labour Ordinance、馬來聯邦では Labour Code、馬來非聯邦では各州毎に獨自の Labour Code 乃至は Labour Enactment を有して居る）。馬來労働局長官 The Controller of Labour, Malaya は其通的な一般労働政策を決定する。即ち、各地の労働官から定期的に報告を得て之に基き、労働者の賃銀、住宅、衛生、病院、用水、労働契約等に就て適當なる規準を立てるのである。今、其行政組織に就て見るに次の通りである。

- 一、労働局は馬來聯邦州の首都たるクアラ・ Lumpur にあり、此處に長官以下の役人が居る。而して長官は定期的に各グループを巡視する。
- 二、馬來聯邦地域には、馬來聯邦労働官が同じくクアラ・ Lumpur に駐在して居り、次の官吏によつて補佐される。即ち、(イ) ペラ州イポー駐在の労働官補、(ロ) ネグリ・セムピラン州スレンバン駐在の労働官補（この労働官補はマラツカも監督する）、(ハ) スランゴール州クラン駐在の労働官補。而して之に加ふるに印度人労働者專任の労働官補がクアラ・ Lumpur、クラン及びイポーに駐在して居る。
- 三、海峽植民地地域に對してはペナンに海峽植民地労働官が駐在し、ペナン駐在の労働官補によつて補佐される。尙、新嘉坡

とペナンには印度人勞働者專任の勞務官が居る。

四、ジヨホール州は勞働局長官の直接支配下にあり、ジヨホール勞働法に基き勞務官の役目をする英國官吏がジヨホール・パルに駐在して居る。

五、ケダ及パリス州はジヨホール州と同じ働きをする英國官吏がケダー勞務官となつて居り、印度人勞働者監督官によつて補佐される。

六、ケランタン州は印度人勞働者が少い爲、クアラ・クライ駐在の地方官吏がケランタン勞務官を兼ねて居り、印度人勞働者監督官によつて補佐される。

七、トレンガヌ州も亦地方官吏がトレンガヌ勞務官を兼ねて居る。

此等勞働局の官吏は殆んど英國人によつて占められて居ると同時に彼等はすべて印度人勞働者の移民港たるマドラス或はネガパタムに於ける移民駐在官としてタミール移民に関する經驗を有するものであると云ふ。(註二)

更に、印度に於て移民を監督する爲に、マドラスとネガパタムに先述せる馬來の移民駐在官を、亦馬來に於ける印度人勞働者を監督する爲に、印度政廳駐在官が設けられてある。

三 印度人勞働者の移住と印度人移民基金制度

舊英領馬來に於ける印度人勞働者の九割迄は農園勞働者であり、其殆んどは護謨園に集中して居ることは前述した通りである。然し、今世紀の初め護謨が馬來に移植される以前に於ても印度人勞働者は使用されなかつた譯ではない。大體印度人勞働者は馬來がベンガル政廳の管轄下にあつた時から其流入を見て居るが、英國資本によるプランテーション企業が未だ微々たる状態であつた爲、其流入も極めて少なかつたのである。護謨が移植され

る以前に於ては、主なプランテーション企業は砂糖であつて、十九世紀の後半頃から漸く盛んとなつて來、割合多額な資本と科學的方法とが採用され、印度人労働者は専ら此企業に使用された。勿論、馬來の産物としては砂糖の他に米、コ、ナツト、サゴ、ガムビア、タピオカ、胡椒等の農産物と錫の如き鑛産物はあつたが、此等は馬來人及び支那人によつて栽培乃至は採掘され、然も錫以外は小規模で印度人労働者使用の問題は起らなかつたのである。處が、一八九〇年頃に至つて珈琲が移植され、其價格の昂騰と共に栽培面積も擴大し來り、労働問題に關し、砂糖と共に注目を引くに至つたが、其後病害の爲に其生産は阻止されて了つた。かくて今世紀の初め數年位迄は主な農業企業としては砂糖のみとなり、ペラ州北部及びプロビンス・ウエルズリーのヌボン・ツバル地方に於て相當の規模で栽培されて居た。而して此労働補給は主として南部印度のタミール族の契約苦力によつてなされた。それ故、印度人労働者の大量流入は大體に於て一八九〇年頃からだと言つて良い。此等労働者は三ヶ年の労働契約により、個々の企業者によつて直接費用が負擔されて招致されたが、其費用に相當高くついたやうである。尤も馬來政廳も印度人労働者招致に關し次のやうな補助を與へたやうではあつた。(一)一八九〇年に於ける海峽植民地政府條例によつて印度マドラス州ネガバタムに移民收容所を設置せしめ、苦力の宿泊並に馬來への出帆迄の食事供與、(二)一定年限に亘るネガバタムから馬來迄の航路補助金の交付、(三)農園に對して一定數の無料乗船切符の支給。然るに、今世紀になるや、英國資本による馬來産業の急激なる發展に伴つて益々多くの労働者を必要とするやうになつた。一方、南部印度に於ても馬來の好待遇を望んで來るもの増加し、契約苦力以外にかゝる契約をもたない所謂自由移民の到來が増加して行つた。亦、自由移民招致のコストは契約苦力のコ

ストの約四分の三であつた爲、之を雇傭する方面は甚だ廣かつた。其結果、例へば一九〇四年には早くも自由移民の流入は契約苦力數を凌駕し、契約苦力二千六百人に對して自由移民は三千三百人に達した。此等の契約苦力は殆んど砂糖栽培に吸收されて了つたが、自由移民は主としてコ、ナツト園其他の労働に使用された。處が、此頃から護謨の移植の成功と其發展が馬來の農業生産物の地位を全く一變する勢を示し、護謨園に於ける労働者の大量需要は從來に於ける馬來の労働者需要量の程度では計られなくなつて了つた。労働者確保の問題は最も重要問題化した。到る處で労働者の奪ひ合が始まつたのである。一定のプランテーションの爲に相當多額の費用で招致した契約苦力乃至は自由労働者に對して他の經營者が高質銀の約束で盛んに誘引し合ふやうになつた。其結果印度人労働者補給に關する從來の制度も危殆に瀕したのみならず、プランテーション經營者は労働者誘引費用が非常に高くなつて來、企業自體も其爲に經營難に陥るものも出來る有様であつた。それにも拘はらず、労働者の流入は益々増加した。即ち一九〇六年には契約苦力三千七百人、自由労働者二萬二百人、一九〇七年には契約苦力五千五百人、自由労働者二萬四千七百人となつて居る。こう云つた狀況に鑑み、印度人労働者補給に關して新たなる制度を設ける必要があり、一九〇六年に「すべての印度人雇傭者は印度人移入のためにのみ使用すべき基金に強制的に出資をなさしむる」と云ふ提案の下に、一九〇七年に印度人移民基金制度 The Indian Immigration Fund が設定され、以後、此基金制度の運用によつて印度人労働者が統一的に招致せらるゝに至つた。而して印度人契約苦力は多くの弊害を伴ふ結果として一九一〇年六月から廢止された。

印度人移民基金制度は印度人移民委員會 Indian Immigration Committee によつて運用されて居る。此委員會の

構成は次の人員によつてなされて居る。即ち、

馬來勞働局長官	The Controller of Labour, Malaya.
海峽植民地勞務官	The Deputy Controller of Labour, Malaya.
衛生局長	The Director, Medical services.
土木局長	The Director, Public Works.
排水灌漑局長	The Director of Irrigation.
馬來聯邦鐵道院總裁	The General manager, F. M. S. Railways.
馬來農園聯合會長	The Chairman of The United Planting Association of Malaya.

之に加ふるに、ケダ、プロビンス・ウエルズリイ、ペラ、スランゴール、ネグリ・セムピラン、マラツカ、ジヨホル、ケラントンの諸州農園代表者並に海峽植民地から印度人勞働者代表一名、馬來聯邦から印度人勞働者代表二名、ペナン在住の著名實業家一名となつて居る。

印度人移民基金に出すべき賦課の基礎は各農園に於ける雇傭印度人勞働者の勞働日數であつて、七十二日勞働日數を單位として毎四半期の賦課の率を印度人移民委員會によつて定める。此率は年によつて異なり一定してない。今、一九三七年に於ける印度人移民基金報告によれば次の通りである。

	男子一人	女子一人
第一四半期	七二仙	ナシ
第二四半期	七二仙	ナシ
第三四半期	二弗八八仙	ナシ
第四四半期	二弗一六仙	ナシ
一年合計	六弗四八仙	ナシ
舊英領馬來に於ける印度人勞働者	第二卷 八二七	第四號 六三

此賦課額はベナンに於ける海峽植民地勞務部で四半期毎に農園主から提出される報告書に基いて計算され、馬來勞働局長官の指圖により海峽植民地勞務官が集金し管理する。此基金が合法的に使用される目的は、(一)移民の郷里からマドラス及びネガバタム兩港に於ける移民收容所迄の汽車賃、(二)移民收容所に於ける宿泊費並に醫療費、(三)印度から馬來迄の汽船運賃、(四)馬來に於ける檢疫費用、(五)馬來諸港からの雇傭地迄の運賃、(六)印度への送還費となつて居る。

此基金制度の確立は印度人労働者を補給する上に一大進歩を齎した。即ち其一是印度人雇傭希望の農園主は唯賦課金を支拂ふを以て足り、從來の如く特別な多額に上る募集費の支出を必要としなくなつた。其二是補給の圓滑化と確實化である。此制度の爲に印度人労働者は主として免許を受けたる移民募集人(カンガニイ)の手によつて大量的に必要とする労働者を適時に補充し得、且つ後述するが如く、カンガニイに對する嚴重な監督により移民募集による從來の弊害除去と確實なる移民補給との目的を達したのである。其三是此基金制度は亦カンガニイ制度によらざる移民の渡航にも補助を與へたので、勞働力を一層豊富に供給し得た。其四是此基金制度によつて從來よりも一層英國系護謨園と印度人労働者との密接なる關係を生ずるに至つた。

四 印度人労働者の移住形態——特にカンガニイ制度による移住

印度人労働者の移住形態は移住に當つて其の費用を自分持て何等補助を受けてない所謂非補助移民 *unassisted immigration* と、渡航に當つて印度人移民基金から補助を受ける所謂補助移民 *assisted immigration* の二つに分け

ることが出来る。以前に於ては非補助移民は殆んど商人、貿易商、金貨、事務員等であつたが、最近では労働者と職人
とが多く其七割を占むるに至つた。其理由は補助移民に對する監督が相當嚴重である點、例へば印度に於て補助
移民となる爲には検査官によつて相當な日數をかけて傳染病検査をやられること、或は補助移民は毎週検査が實
施されること、の如きを忌避すると云つたことにも基くが、主として南印度に於ける經濟的窮迫を馬來に於ける
好待遇に刺戟されて打開せんとする強い希望が時間のかゝる補助移民よりも非補助移民を選ばせるやうである。
此點に就て一九三一年以降一九三四年迄補助移民が停止されたが、それにも拘はらず自費で渡航するものが非常
に多く、一九三四年に於て二萬二千人で、一九三七年には五萬人にも達したことによつても判明しやう。

補助移民は之を移民募集人たるカンガニイによつて移民收容所につれて來られたもの *recruited labour* と自發
的に補助移民たらしめるもの *non-recruited labour* とに細分される。從來此カンガニイ制度 *Kangany system* に
よる印度人労働者の來馬は非常に多く、一九二六年の如きは十萬二千人にも達し、印度労働者移住の大部分を占
めて居た程であつたが、現在は極度に減少し、一九三六年に於ては五百人、三七年に於ては五人となつて居
る。

カンガニイとは免許を受けたる印度人の移民募集者である。^(註三) 彼等は馬來に於ける印度人の農園労働者で、ペナ
ンにある海峽植民地勞務官によつて労働者募集人としての免許を受けたる後、馬來にある印度政府駐在官の前に
出頭して免許證に裏書して貰つて始めて一人前のカンガニイとなる。此免許證は印度に於ける移民港たるマドラ
スとネガパタムに登録される。其募集する人數は一般にカンガニイ一人につき二十人迄に制限され、其募集範圍

も印度に於ける自己の出身村だけに限られて居る。カンガニイは村に於て應募者のあつた時は、村を離れる前に應募者と共に村長の處に行つて其旨を通じ、村長はカンガニイ免許證に裏書することにより、彼の應募に反對なきことを確認した證據とする。次に、募集の費用であるが、カンガニイは印度に到着するや、彼の雇傭者の財務代理人から普通二千ルピーを受けて募集費となすが、此は後に募集コムミツションから差引かれる。此募集コムミツションは成年應募者一人につき十ルピーを越ゆることを得ず、且つ其半分は少くとも應募者の爲に使用しなければならぬ。カンガニイが應募者と共にマドラスなりネガパタムなりの移民收容所に到達した時は、其汽車賃はマドラス及ネガパタムにある馬來移民駐在官から拂戻を受ける。一方、馬來の側にあつては雇傭者は募集コムミツションを支拂つて居り、亦或場合にはカンガニイが印度に行く費用を支拂つて居るので、雇傭者は印度人移民基金から成年労働者移民一人當りの割當額の支給を受けるが、此割當額はすべての費用をカバーするに足るやうに算定されてある。

さて、馬來に對する印度人労働者補給の中心となつたものは此カンガニイ制度によるものであるが、かゝる移民募集人による募集には必然的に起り易い詐欺、詐稱とか或は儲け話で釣ると云ふ弊害を出來得る限り除去する考慮が拂はれた。即ち先づ第一に各應募者は馬來政廳の役人によつて移民收容所に收容せられるが、此等官吏は移民に對して直接間接の金錢上の利害關係はないのである。従つて其取扱は公平である。第二は印度政廳の役人も此移民收容所を訪れ、自由に彼等に質問し得る。第三に農園では印度にカンガニイを送る場合に生ずる必要な費用は印度人移民基金から拂戻を受け得るので、此方法による募集に限定せざるを得ない。第四にカンガニイは

彼の親族の住む自己の村に於てのみ募集がなし得るので、彼は自己の村へ到着後は直ちに村長によつて監督されることになり、加ふるに移民募集に當つての弊害を除去する方法として第二に述べたる如き應募者に對してマドラス及びネガバタム駐在の馬來移民駐在官は隨時質問をなし得る。更に、カンガニイの移民募集に當つて、かゝる方法が講じられることは、カンガニイに二重の責任を負はすことになる。即ち一は應募者に對してある。即ち、應募者並に其親族がカンガニイを知つて居り、カンガニイの親族も亦其村に居住し居るのであり、且つカンガニイも適當な時期に自己の所屬する馬來の農園に歸つて應募者と共に働くのであるから、應募者に對して無責任なことは出来ない譯である。二は農園に對してある。即ちカンガニイは農園が必要とする労働者、例へば自分と同じ農園労働者をつれて來なければならぬ責任を有するのである。(註四)

次に、カンガニイ制度を経ず、直接に馬來に労働者として渡航する希望をマドラス及びネガバタムの馬來移民駐在官に申出た時には、其移民の爲に補助を與へて居る。此移民形態は次の如き理由から馬來労働局によつて好ましい制度と見られて居た。即ち、(一)カンガニイによる移民募集の方法は如何に良く行はれやうとも種々の非難は免れ難いこと、(二)此移民形態の方がカンガニイによる移民募集の場合よりも六弗乃至八弗経費が安く済むといふことである。それ故、一九二四年印度人移民委員會はかゝる方法にて馬來に到着したる印度人男女成年移民一人につき二弗、未成年者一人につき一弗の割戻金を與へる以外に、家族及び扶養者を伴ふものに對しては馬來内に於て赴かんとする場所迄の鐵道、バス及び汽船の無賃乗車券の交付並に彼の望む職場に就職する爲のあらゆる便宜の供與を決定した。然し乍ら、此のカンガニイ制度によらざる補助移民は移民に對する責任、移民

統制並に移民の配置と云つた點に關してカンガニイ制度による補助移民程容易に解決し難いやうに思はれるのである。

かくて補助移民は此二つの形式によつて行はれ、年々多くの印度人勞働者の流入を見て居る。次表は此二つの形式による補助移民中成年者に就ての流入統計である。^(註五)

カンガニイ制度による補助移民		カンガニイ制度によらざる補助移民	
一九二〇年	六二、〇〇〇人	八、六〇〇人	
一九二五年	四三、三〇〇	一七、〇〇〇	
一九三〇年	二一、二〇〇	一二、九〇〇	
一九三五年	一、三〇〇	一三、九〇〇	
一九三六年	五〇〇	二、四〇〇	
一九三七年	五、三〇〇	四二、二〇〇	

補助移民は一九三〇年八月馬來政府によつて停止され、一九三四年に至つてカンガニイ制度によらざる補助移民が再開せられた。而して其方法は次の通りである。即ち、從來農園等に於て勞働に従事したるものが歸國する時には歸國證 *Thiti-Surat* を受け、之によつて補助移民として再渡航が出来るやうにしてある他、新たに勞働者として入國するものには新來者證 *Puthal-Surat* が發行される。其方法は、例へば某農園に印度人勞働者が不足して居る時には、其農園に居る印度人勞働者が雇傭主に「印度の自分の村に某が居る」と申出でて其名前其他を詳

細に説明する。• とうして多くの労働者の申出によつて新たに雇傭すべき者のリストが出来上ると雇傭主は馬來労働局に自分の農園労働事情を話し其許可を得て、此リストをペナンの勞務官の處に送つて検査して貰ふ。次いでこのリストの寫しは印度にある移民收容所の方に送られる。一方、雇傭主は印度に於て新たに雇傭すべき労働者の處に書状を送る。新労働者は此書状をもつて移民收容所に赴き、此處で嚴重な検査を受けたる後、適當と思はれば、直ちに補助によつて移住出来得る譯である。此方法は殆んど何等の弊害も生ぜず、良く運用されて居たやうである。

五 印度人労働者の労働状態

以上に於て印度人労働者の馬來への移住徑路を述べたが、本項に於ては彼等の馬來に於ける労働状態を概観して見やう。

一 勞銀と労働時間 馬來に於ける印度人労働者の標準賃銀に關しては、プロビンス・ウエルズリイ、スラシゴール州のクラン、クアラ・ルムプール、クアラランカッタ地方、パハン州のリビス、ラウブ、ベントン、テマロー地方、ケラントアン州のウル・ケラントアン地方に於ては法律によつて印度人労働者の最低賃銀を決定してゐる。而して、其他の地方もこの標準賃銀に従つて居るやうである。此内、プロビンス・ウエルズリイ及びスラシゴール地方では男子成年労働者一日賃銀は四十仙で、女子成年労働者は三十二仙となつて居るが、其他の地方では男子が四十七仙、女子三十七仙となつて居る。此賃銀は切付工や除草夫或は採液苦力の如き一般護謨園労働

者であるが、護謨園内工場労働者は五仙乃至十仙程高いのである（一九三七年現在）。此等印度人農園労働者の賃銀は彼等の郷里たるマドラス州に於ける農業賃銀に比すれば極めて好條件で約三倍以上に達すると思はれる。印度人労働者の賃銀支拂形態は定額賃銀制であるが同じ護謨園労働者でも支那人となれば出来高拂賃銀制を採用して居り、其賃銀も一九三七年に於ては一日當り七十五仙からそれ以上となつて居る。此出来高拂賃銀制は支那人労働者の如く決つた報酬よりも高度の熟練乃至は努力に對する報酬を歡迎する者にとつては適當な方法である。然し、此方法の採用は其根本に於て支那人労働組織から來るものと考へる。即ち、支那人労働組織は普通會社に對して支那人労働者の使用に關して全責任を負ふ親方が居り、其下に居る幾人かの苦力頭（現場監督）によつて支那人労働者が使用せらるゝ關係にあり、支那人労働者の死活の權は親方なり、苦力頭なりが握つて居る。其賃銀に於ても會社は一括して親方に支拂ひ、其分配は親方に更に苦力頭に一任するのである。従つて親方なり苦力頭なりは出来高拂賃銀制によつて出來得る限り其労働能率を高めて、多額の賃銀を得、その上前を撥ねることが出来るからである。然し乍ら、出来高拂賃銀の缺點は賃銀調整の方法の缺除、即ち護謨價或は錫價の騰貴に對して賃銀が調整されないことである。

次に、労働時間であるが、労働法によれば一般に普通労働契約は一ヶ月又は三十労働日以上の期間に亘ることを得ずとなつて居るが、之は單に形式上の事にすぎない。而して労働時間は一ヶ月二十四日労働であり、戶外労働者は一週六日、一日九時間、繼續して六時間以上の労働をなすべからざること、然し農園内工業労働者は必要の場合九時間労働以上を求めらるゝこともあるが、其殘業部分には倍加賃銀を支拂ふべきことが規定されてあ

る(此點に就ては附録勞働法抜萃參照)。然し乍ら、實際に於てはエステートでは平均一日七時間勞働位であり、繼續勞働時間は五時間を越ゆることはない。^(註六) 殘餘の時間は普通護謨園の如きに於ては其空地に野菜、陸稻などを作つて補助食料を得ることに働いて居る。

二 賃銀からの差引 右の如く印度人勞働者は最低賃銀と勞働時間とが規定されて勞働關係に入る譯であるが、かくして得たる賃銀は月拂勘定で且つ現金支拂であるが、彼等の手取金は先づ勞働者に前渡金ある場合は之を差引き、次いで勞働監督官の許可を得て食費、米、又はカレー藥味料の天引をなすを得ると勞働法は規定して居る。但し、前渡金差引の場合は利子を付することは得ない。

エステート商店は主として勞働者に米其他の生活必需品を販賣して居る。エステート商店は政府の許可を得て各エステートに設置せられて居り、其監督は勞務監督官によつてなされ、販賣する商品の價格は統制されて居る。エステート商店の販賣する主な商品は米であり、此米は緬甸及び泰から輸入せられる。其輸入米は男子成年勞働者一日の米消費量を一カティ($\frac{32}{3800}$ 石)と見積つて居る。亦、エステート商品以外に椰子酒^{トッヂイ}販賣店がある。此販賣店も政府の許可を得、消費稅務當局の監督の下にある。然し最近に於ては椰子酒消費者の數は寧ろ減少しつつある。その理由は勞働者が他に娛樂を求むるに至つたことが擧げられて居る。尙、勞働者の住居は雇傭者によつて作られ、提供されて居る。

かくの如くして實際上印度人勞働者の手に握らるゝ手取金は非常に減少するであらうことは明らかであるが、其額は明らかではない。然し、此點に就ては次に述べる印度人勞働者の貯蓄及び送金によつて大約窺はれるであ

LAC。

三 貯蓄及び送金

印度人労働者の貯蓄額に就ては、一九三七年現在に於ける馬來遞信局 The Post and Telegraphs Dept. 發表の郵便貯金高から計算するに次の如くなつて居る。此數は海峽植民地、馬來聯邦、ケダ州、ジョホール州、ケランタン州に於ける印度人の合計である。

	預金者數	預金高	一人當預金高
商人	二、二五〇人	三二二、二千海峽弗	一四三、海峽弗
事務員	七、三一九	一、二九二	一七六
労働者	三四、九二六	三、〇〇七	八六
其他	一六、〇一九	二、八四一	一七〇
計	六〇、五一四	七、四七一	一二二

印度人労働者の貯金は概ね零細であるから此表によつて大體の狀態が察知出来るが、然し、彼等の貯蓄は自分に保有して居るもの、雇傭主其他に預けるものがあるから、此表のみによつては不充分であることは云ふ迄もな

す。

印度人労働者に貯蓄をなさしむると同時に不時の出費に供へる爲に二つの組織が行はれて居る。一は協同組合制度で他はクッツ (Kutit) と呼ばれる方法である。協同組合に就ては馬來政府は協合組合局を設けて政府の指導によつて馬來各地に協同組合が設立されて居る。今、一九三七年現在に於て海峽植民地及び馬來聯邦に就て見るに、組合數三一三、組合員六四、二八六人、加入額一、五三四一二七海峽弗となつて居る。此等の額から見れば、

協同組合制度は印度人労働者の爲に未だ大なる働きをなして居るとは思はれないが、最近年急速度に發達して居る。クッツと云ふのは印度人労働者間に於て行はれるもので、タッツとはタミール語であつて組合と云ふ意味である。此方法は恰も我國の頼母子講に似て居り、信用の置ける労働者が相集つて組合員を構成し、毎月組合員が一定の掛金をなし、この金を必要とする組合員が籤引乃至入札によつて取つて行き、最後に残つたものが最も多く取ると云ふ方法である。然し、近年になつて郵便貯金や協同組合運動によつて此クッツは漸次下火となつて居ると云ふ。

次に、彼等は貯蓄以外に彼等の郷里たるマドラス方面へ毎年多額の送金をなして居る。其額は一九三七年末現在に於て馬來遞信局調査によれば次の如くである（但し馬來の地域は郵便貯金の場合に同じ）。

馬來在住印度人送金額（一九三七年現在）	
マドラス州へ	口 數
勞 働 者	一〇八、三九九
勞働者以外のもの	四三、六三八
マドラス州を除く印度へ	六一、八一六
計	二一三、八五三
	送 金 額
	六、一四一、二二二ルピー
	一、六九三、八九二
	四、〇八八、六七〇
	一一、九二三、七八四

印度人労働者の大部分は自己の貯蓄を印度に歸る時に、現金乃至は寶石に代へて自ら印度に持ち歸るが、此額は充分に判明しないのである。それは兎も角として、以上に述べた如く、馬來に於ける印度人労働者は相當額の貯蓄と送金とが出来得るのであるから、生活難に悩む南部印度のタミール族にとつては、馬來への移住は魅力を持つ

ものであることが推知出來やう。

四 労働能率 馬來の農園、殊に護謨園に於ける労働者は印度人、支那人及び馬來人によつて占められて居り、就中、其八割迄が印度人である。かくの如く、護謨園に於て印度人労働者が壓倒的に多數を占めて居る實狀は一體何に基くのであらうか？ 今これを労働能率と云ふ經濟的立場に立つて窺つて見やう。馬來に於ける護謨園労働者としての印度人と支那人とを比較して見るに、經濟的立場からは、寧ろ支那人労働者の方が有利に見へる。例へば一九三三年マラツカのエステート支配人會合席上、エツチ・ジエー・ストツケルの發表した「各種エステート労働者の比較研究」によれば「現今一般に採用せられつゝある所の全園タミール苦力のみを採用する方法に對して種々の之に代るべき制度のあることを示さんとするものである。……現在護謨園を經營して行く爲には經濟的と云ふことが其指導原理である。今日凡ゆる護謨園に於て勞銀は支出の最も大なる部分なるを以て最少可能生産費を得る爲には吾々は最も安價なる勞力を使用することが肝要となるのである。……現在支那人とタミール人とのエステート労働者としての資格に關しての差異は非常に僅少となつて居る。……支那人採液苦力はタミール苦力よりも同一面積からより多量の收穫物を得るもので、従つてタミール人を雇傭する場合要求せらるゝ所の移民基金負擔金、醫療費並に衛生費等を考慮すれば此等二人種のコストは同種ゴム農園に於ては殆んど差異を示さないもので、且つ支那人は恐らくタミール人よりも七一〇%の多量の收穫を擧げるものである。……それに現在支那人はタミール人に支給せらるゝ賃銀よりも唯少し許り多きものにて働かんと希望して居り、又命令に對しても非常に服従し來り、適當に組織せらるゝエステートに於ける正規雇傭労働者に與へらるゝ種々の便宜を

尊重せんとしつゝあるものである」と。^(註七) 亦、筆者が昭和十四年に馬來に於ける邦人護謨園より得たる資料によれば、支那人・印度人・馬來人の能率は次の如くである。

	支 那 人	印 度 人	馬 來 人
一日採液受持樹木数	四〇〇—五〇〇	三五〇—四〇〇	三〇〇
一日 賃 銀 (仙)	五五	四五	三四
一人當り一ヶ年生産高 (圓)	六〇〇・〇〇	四八〇・〇〇	三六〇・〇〇
一ヶ年労働所得 (圓)	二〇〇・七五	一六四・二五	一二四・一〇
生産高に占むる労働の割合	三三・四六%	三四・二二%	三四・四八%

即ち、一九三九年現在に於ては、労働者能率は支那人労働者が最も良いことが判明する。従つて支那人労働者の賃銀と印度人労働者の賃銀とが、名目上十仙位の差異ある時は支那人労働者を雇傭した方が良ゝやうに思へる。それ故、從來護謨園に於て印度人労働者が主として使用された理由は、かくの如き能率の上からではなく、寧ろ他に理由があるやうに思へる。即ち、其一是支那人労働者の募集は印度人労働者の如く印度人移民基金の如き組織を有せず、其募集費が比較的高くつくこと。其二是雇傭主側から云つて支那人労働者は印度人労働者に比して使用し難い點があること、例へば(一)支那人は外國人であるが印度人は自己の植民地の原住民であり、統治乃至監督がし易く、(二)支那人労働者の如く強く結束してストライキ其他社會運動を起すことが比較的少ないこと、(三)支那人労働者は馬來に於ける他の支那人と相通じて支那人社會を形成するに反し、印度人は最も社會階級の觀念強く、タミール人の如きは最も卑まれる賤民種族であるから、馬來で相當の地位に居る印度人は彼等を全然相手にせず、外部から影響を蒙ることが少くない等が考へられる。尙此點に就ての詳細は、更に他日攻究

して見る積りである。

六 結 語

以上に於て舊英領馬來に於ける印度人労働者に就て、彼等が最も多く使用されて居る護謨園労働を中心として其移住徑路と馬來に於ける労働状態とを述べた。

彼等は主として南印度のタミール族であり、其郷里に於ては殆んど農業に従事したものであつた。これが馬來の好遇と印度人移民基金制度の確立によつて護謨園労働者として移住し來つた。護謨園の發展と共に彼等労働者の數も増加し來つたが、彼等は支那人労働者と異つて護謨園以外には發展しなかつた。其理由は彼等が鑛山労働者或は工場労働者としては其能率の點に於ては到底支那人労働者と競争が出来ないと云ふ以外に、印度人社會内部に於けるカストの關係にも其原因があるやうに思へる。即ちカストの關係により馬來に於ける印度人社會は融合し居らず、タミール族の護謨園労働者は其他の諸企業へ延びる餘地が極めて限られて居るのである。然らば何故護謨園に於てのみは支那人労働者を凌駕し、壓倒的な勢力を占むるに至つたか？ 其原因は既述した如く、彼等の労働能率が支那人労働者に比較して良いと云ふことに在るのではなく、寧ろ印度人移民基金制度の確立による印度人労働者補充方法の整備と圓滑化並に英國系護謨園企業への積極的な結び付きと、更に雇傭主側から見て印度人労働者使用の方が支那人労働者使用よりも容易である點に在るやうに思へる。

今後、大東亞共榮圈經濟體制の確立に伴つて必要な労働力の一部を印度人労働者に仰ぐ場合、或は其労働力の再編成が要請せらるゝ場合、前述せる印度人労働者のもつ種々の特殊性を充分考慮しなければならぬと思ふ。

(註一) R. Emerson: Malaysia, 1937, p. 37.

(註二) Annual Departmental Reports of the Straits Settlement for the year 1937, Vol. II, p. 487.

(註三) カンガニイと云ふ言葉はタミール語であつて「監督」と云ふ意味である。然し今日では普通に南部印度では「監督」と云ふ意味に使用されず、馬來及びセイロンでは此意味に使用されて居る。カンガニイ制度の下に於て初期の移民募集人は大抵農園の監督であつたが、これから轉じてカンガニイと云ふ言葉が移民募集人と云ふ第二の意味をもつやうになつた。而して馬來に於ては「監督」と云ふ言葉に新に「マンドール」とか「チンダル」と云ふ言葉が出來て來た。現在カンガニイと云ふ言葉は免許を受けた移民募集人と云ふ意味で農園の監督でも労働者でも良いのである。

(註四) Annual Reports of the Labour Dept. Malaya, for the year 1937, by C. Wilson, p. 493.

(註五) Ibid, p. 494.

(註六) Colonial Report, No. 1931, Straits Settlement; Colonial Report, No. 1875, F. M. S.

(註七) 南洋裁培協會報、第七卷第十一號

附錄 馬來聯邦州労働法裁中印度人労働者ニ關スル沿革

- 一、労働者ハ、聯邦州到着前ニ本人又ハ本人ノ爲ニ支拂ハレタル前渡金又ハ經費ノ拂戻ヲ要求セラル、コトナシ
- 二、労働ノ契約ハ口頭ヲ以テ爲スコトヲ得
- 三、労働ノ契約ハ一月又ハ三十労働日以上ノ期間ニ亘ルコトヲ得ズ、尙別段ノ取極ナキトキハ一月期間ノ契約ト看做ス
- 四、契約解除ヲ爲サントスル労働者ハ其ノ一月前ニ其ノ由ヲ僱傭主ニ申出ヅルコトヲ要ス。僱傭主解約セントスルトキハ労働者ニ對シ一月間ノ猶豫ヲ與フルコトヲ要ス。當該豫告ハ隨時之ヲ爲スコトヲ得、且ツ口頭ナルト文書ヲ以テスルトヲ問ハズ。僱傭主ハ豫告ノ受理ヲ拒ムコトヲ得ズ、且豫告期間終了後ハ當該労働者ヲ解雇スルコトヲ要ス
- 五、所定ノ豫告ヲ爲サズシテ業ヲ罷メントスル労働者ハ、該一月ノ豫告期間ニ代ヘテ一月間ノ勞銀ヲ僱傭主ニ支拂フコトヲ以テ爲スコトヲ得。豫告ナクシテ労働者ヲ解雇セントスル僱傭主ハ之ニ代ヘテ一月ノ勞銀ヲ労働者ニ支拂フコトヲ以テスルコトヲ得
- 六、僱傭主ハ過失アル労働者ヲ解職スルコトヲ得、但、此ノ場合過失ノ日迄ノ勞銀ヲ支拂フコトヲ要シ且ツ當該労働者ガ其ノ過失ヲ認メザルトキハ、豫告ニ代ヘテ二十四日労働日ノ勞銀ヲ支拂フコトヲ要ス。尙此ノ場合ハ治安裁判所之ヲ審問裁決ス

ルモノトス。雇傭者ニ不當ノ虐使ヲ受ケタル労働者ハ豫告ヲ爲スコトナクシテ解約スルコトヲ得、且ツ相當ノ勞銀ヲ要求スルコトヲ得

七、労働者ハ毎月、二十四日労働ヲ要スル業務ヲ與フルコトヲ要シ、該業務ヲ與ヘザル雇傭主ハ二十四日労働ニ對スル勞銀ヲ支給スルコトヲ要ス、労働者ハ公休、祭日及印度教大祭日ニハ就業ヲ強要セラル、コトナシ。

雇傭主ニシテ労働者ノ業務ヲ用意セズ又ハ就業中ノ労働者ニ支拂フベキ二十四日勞銀ノ支拂ヲ怠ル場合ニ於テハ、労働者ハ豫告ナクシテ業務ヲ罷メ且ツ其ノ勞銀及雇傭主ノ怠慢ニ對スル一月分勞銀ヲ要求スルコトヲ得

八、賜暇又ハ正當ノ理由ナクシテ二日乃至ソレ以上其業ヲ休ミタル労働者ニ對シテハ雇傭主ハ豫告ナクシテ之ヲ解雇スルコトヲ得

九、戸外労働者ハ週六日以上、一日九時間以上又ハ繼續シテ六時間以上ノ就業ヲ強ヒラル、コトナシ

十、工場労働者ハ必要ノ場合ハ一日九時間以上ノ就業ヲ求メラル、コトアルベシ

十一、殘業ハ倍加勞銀ヲ支給セラル、モノトス

十二、労働者ハ労働日拂ニ代ヘ出來高拂ノ契約ヲ爲スコトヲ得、業務上ノ紛議ニ關シテハ、其ノ裁決權限ヲ有スル勞務官ニ提訴スベシ

十三、勞銀ハ次ノ月ノ七日迄ニ支拂フコトヲ要シ、然ラザル場合ハ労働者ハ豫告ナクシテ其ノ業ヲ罷メ且ツ勞銀ヲ請求スルコトヲ得

十四、勞銀ハ現金支給トス、但、労働監督官ノ許可ヲ得テ、食費、米又ハカレー藥味料ノ天引ヲ爲スコトヲ得

十五、労働者ニ對シ前渡金アルトキハ、雇傭主ハ之ヲ勞銀ヨリ差引クコトヲ得、但利子ヲ付シ差引クコトヲ得ズ

十六、労働者ハ、エステート賣店ニ於テ食料品ヲ、又エステート椰子酒店ニ於テ椰子酒ヲ購入スルコトヲ強要セラル、コトナク其ノ購買ハ自由トス

十七、雇傭主ハ、労働者勞銀ヨリ罰金ノ天引ヲ爲スコトヲ得ズ、但、左ノモノヲ除ク

(イ) 管理人又ハ醫師ノ命ニ反シ、自己又ハ妻子ノ入院ヲ拒ミタル労働者ニ對シ管理人ノ課シ得ル五十仙ヲ超エザル罰金

(ロ) エステートニ付キ規定セラレタル衛生規定ニ從ハザル労働者及其ノ家族ノ當該行爲ヲ容認シタル労働者ニ對シ管理人ノ課シ得ル五十仙ヲ超エザル罰金

(ハ) 管理下ニアル労働者ノ疾病ヲ管理人ニ告ゲザリシニヨリ支拂フベキマンドール、チンダル又ハカンガニノ五弗以下ノ罰金

(ニ) 勞務官ニ對シ虚偽又ハ輕舉ノ訴ヲ爲シタルコト判明スルニ至リタル労働者ニ對シ勞務官ノ課シ得ル二弗五十仙ノ罰金

十八、十六歳未満ノ少年及十五歳未満ノ少女ハ労働契約ヲ結ブ資格ヲ有セズ、十歳ニ達シタル少年少女ハ就業スルコトヲ得ルモ契約ニ據ルコトナク且豫告ナクシテ業ヲ罷メ又ハ罷メシムルコトヲ得、十歳未満ノモノハ就業ヲ禁ズ、
十九、女子労働者及十八歳未満ノ男子労働者ハ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル夜業ニ雇傭セラル、コトヲ得ズ、且ツ一日ノ終業時ヨリ翌日ノ始業時迄ノ間二十一時間ヲ下ラザル休養時ヲ設クルコトヲ要ス

二十、何人ト雖、就業中ノ労働者ヲ妨害スベカラズ

二十一、妊婦ハ産前産後共ニ一月間業ヲ休ムコトヲ得、且ツ雇傭主ニ對シテ該二月間ニ對スル出産手當ノ支給方ヲ要求シ得、但、妊婦ガ出産ノ爲入院シ又ハエステートニ止リ且雇傭主以外ノ者ノ業務ニ從ハザリシ場合ニ限ル

二十二、成年ノ労働者ハ三人以上、一室ニ同居セシメラル、コトヲ得、正式結婚ノ夫婦ハ獨立ノ一室ヲ給セラルベシ

二十三、労働者及ビ其ノ家族ガ醫療方ヲ要求シタルトキハ、雇傭主ハ入院セシムルコトヲ要ス、醫藥ハエステートニ備フベシ

二十四、労働者ハ他者ノ負債又ハ違約金ノ負擔ヲ強要セラル、コトナシ

二十五、労働者ニシテ解雇セラレタル場合ハ、其妻及十五歳未満ノ子供ハ該労働者ト共ニ解雇セラル、コトヲ得

二十六、聯邦州ニ入りテ一年以内ニ、健康ノ必要上印度ニ歸還セントスル移民ニ對シテハ労働官ハ之ヲ送還スルコトヲ得、移民ノ欲スル業務ガ其ノ能力ニ適セザル場合、雇傭主ヨリ不審ノ虞使ヲ受ケタル場合、其ノ他十分ノ理由アル場合亦同ジ

二十七、(イ) 自己ノ過失ニ由ラズシテ、就業中不慮ノ災厄ヲ蒙リ、且七日間以ニ上休業ヲ要スル労働者ハ雇傭主ヨリ賠償金ヲ給セラルルコトヲ得

(ロ) 労働者ニシテ就業中不慮ノ死ニ至リタル時ハ雇傭主ハ遺族ニ賠償金ヲ支拂フヲ要ス

二十八、虞使又ハ労働法規違反ノ廉ヲ以テ労働官ニ訴テ提起セントスル労働者ハ、之ヲ雇傭主ニ通知スルヲ以テ足り、之ヲ受ケタル雇傭主ハ二日以内ニ労働官ニ之ヲ提示スルコトヲ要シ然ラザルトキハ罰金ニ處セラル、モノトス

二十九、クアラルンプール、イポー、クラン、スレンバン、ペナン、シンガポール、スンゲイパタニ及クアラクライニ、従業員ガ書面ヲ以テ又ハ出頭シテ訴テ提起スルコトヲ得ル労働事務所ヲ置ク。印度政府出張官ハ其ノ事務所ヲクアラルンプールニ置キ一切ノ訴ヲ受理ス

三十、本拔萃ハ、印度人従業員二十五人以上ヲ使用スル雇傭主ノ遵守スベキモノトス

(備考) 本拔萃ハ A. T. Edgar, Compiled; Manual of Rubber Planting, Malaya, 1937. Kuala Lumpur, F. M. S.
p. 353-356. に於ケル